

令和3年第1回定例会

総務民生常任委員会
会 議 録

(第2日)

期日：令和3年3月10日(水)

場所：大曲庁舎 第1委員会室

大仙市議会総務民生常任委員会会議録

日 時 令和3年3月10日（水曜日） 午前9時58分～午後2時19分

会 場 大仙市役所 大曲庁舎3階 第1委員会室

出席委員（7人）

委員長	後 藤 健	副会長	挽 野 利 恵
委 員	古 谷 武 美	委 員	小 松 栄 治
委 員	佐 藤 文 子	委 員	渡 邊 秀 俊
委 員	金 谷 道 男		

欠席委員（0人）

説明のため出席した者

市民部長：和田義基

【市民課】課長：高橋直美 参事：菊池ひとみ 副主幹：佐藤英明

【保険年金課】課長：佐々木博喜 参事：佐川亜希子

【生活環境課】課長：伊藤敬 参事：佐藤到 参事：稲田智文 参事：板垣ひとみ
副主幹：煙山斉

【税務課】次長兼課長：今野清一 参事：小松江利子 参事：佐藤由美子

【債権管理課】課長：山本聡 参事：原真紀子 主幹：森川悌一

議会事務局職員出席者

事務局主任 藤澤正信

審議案件

第1 議案第6号 大仙市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

第2 議案第7号 大仙市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 第3 議案第26号 令和2年度大仙市一般会計補正予算（第19号）
- 第4 議案第27号 令和2年度大仙市国民健康保健事業特別会計補正予算（第3号）
- 第5 議案第28号 令和2年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第6 議案第31号 令和2年度大仙市太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）
- 第7 議案第35号 令和3年度大仙市一般会計予算
- 第8 議案第36号 令和3年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算
- 第9 議案第37号 令和3年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算
- 第10 議案第42号 令和3年度大仙市太陽光発電事業特別会計予算
- 第11 陳情第48号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書
- 第12 閉会中の継続審査（調査）の申し出にかかる事件について

午前9時58分 開会

○委員長（後藤健） おはようございます。

時間、若干早いですが、皆さんおそろいですので、昨日に引き続き、総務民生常任委員会を開催いたします。

本日は、市民部の審査を行い、その後に総務部と市民部の両部に係る補正予算及び当初予算についての討論及び採決を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言はマイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

○委員長（後藤健） それでは、これより市民部の審査を行います。

はじめに、当局より挨拶をお願いいたします。和田市民部長。

○市民部長（和田義基） おはようございます。委員の皆さまには、先週からの本会議、それから昨日からの委員会審査、大変お疲れさまでございます。

改めまして、市民部所管の事務事業の執行に当たりましては、日頃よりご指導賜り深く感謝を申し上げます。

本日は、昨日の総務部に引き続き、市民部関係についてご審議をお願いいたします。

今次定例会に上程しております市民部の案件は、条例案2件、令和2年度一般会計及び各特別会計の補正予算案計4件、並びに令和3年度一般会計及び特別会計の当初予算案、計4件の合わせて10件になっております。なお、本年度より、税務課と債権管理

課が市民部へ所管替えとなったことから、当初予算案でご審議いただくのは昨年度の3課から5課に増えておりますので、よろしく願いいたします。

この後、各担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（後藤健） ありがとうございます。

それでは、当委員会に付託された事件について審査をいたしますが、今回は補正予算に加え、令和3年度の当初予算もあり、内容が多くなっておりますので、説明は新規事業や拡充事業、また、特に説明を要する事業などを中心をお願いすることといたします。

なお、説明は座ったままで結構です。

【保険年金課】

○委員長（後藤健） はじめに、議案第6号、大仙市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。佐々木保険年金課長。

○保険年金課長（佐々木博喜） 保険年金課の佐々木です。よろしく願いいたします。

説明に入ります前に、本日同席の保険年金課職員をご紹介します。保険年金課保険班、佐川参事でございます。よろしく願いいたします。

それでは、議案第6号、大仙市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

資料ナンバー1の6ページ、7ページになります。お願いいたします。議案書になります。

○委員長（後藤健） いいすかな、皆さん、議案書。はい、お願いします。

○保険年金課長（佐々木博喜） それでは、新型コロナウイルスに関しまして、一定要件を満たした給与収入のある国保被保険者に対しまして傷病手当金を支給するために、令和2年第1回臨時会でご承認いただき改正した部分を、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が令和3年2月13日に施行され、条文整理が行われたことに伴い、同法を引用しております本市条例においても文言整理のため改正をお願いするものであります。

改正の内容であります。7ページにありますよう、条例附則第5項中の新型コロナウイルスの定義部分を改めるものであります。施行期日は公布の日であります。

以上、ご説明いたしました、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（後藤健） はい、説明が終了しましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（質疑する者なし）

○委員長（後藤健） よろしいですか。ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（討論する者なし）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（後藤健） 議案第7号、大仙市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。伊藤生活環境課長。

○生活環境課（伊藤敬） おはようございます。生活環境課の伊藤でございます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

議案説明の前に、本日出席の職員をご紹介します。交通安全班班長の煙山副主幹です。環境班班長の稲田参事です。廃棄物班班長の佐藤参事です。消費生活相談室の板垣参事です。

それでは、議案第7号、大仙市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

資料は資料ナンバー1、議案書の8ページと9ページになります。

これは、組織機構の見直しにより、大仙市消費生活相談センターを大仙市交流拠点センター内に設置することに伴い、消費生活センターの位置を大仙市大曲花園町1番1号から大仙市大曲通町8番36号に改正し、令和3年4月1日から施行するものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤健） 説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 現在の仙北組合病院の、厚生医療センターのそばにある、あそこに移るといふようなことだと思わなければならないけれども、現在の男女共同参画推進室、あの場所は、一般の市民の皆さんも、高校生やら、いろんな方々が自由に出入りして、お勉強や交流なんかをやっていらっしゃるようなんですけれども、この消費生活センターに持ち込まれるこの相談だとか、直接対面でいろいろ相談に乗ったりとかってというような事業が、あの場所で十分に確保されるのかどうかってあたりはどうお考えでしょうか。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○生活環境課長（伊藤敬） ただ今のご質問の、消費生活相談業務の場所につきましては独立した会議室がございますので、相談は十分に行っていけると考えております。

以上になります。

○委員長（後藤健） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議ございませんので、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（後藤健） 次に、議案第26号、令和2年度大仙市一般会計補正予算（第19号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。はじめに、佐々木保険年金課長。

○保険年金課長（佐々木博喜） それでは、議案第26号、令和2年度大仙市一般会計補正予算（第19号）のうち、保険年金課所管分についてご説明いたします。

事項別明細書にてご説明いたします。資料ナンバー 2、3 月補正、補正予算書の 16 ページをお願いいたします。

それでは、3 款 1 項 1 目 9 0 事業、国民健康保険特別会計繰出金 2、857 万 7 千円の増額補正であります。

内容につきましては、国保税軽減相当分などを繰り出す保険基盤安定負担金を 2、276 万 4 千円、国保財政の安定化を図る財政安定化支援繰出金を 534 万 3 千円、それぞれ増額するものであります。

続きまして、17 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 4 目 9 0 事業、後期高齢者医療特別会計繰出金は 1、130 万 1 千円の増額補正であります。内容は、保険料軽減に伴う保険基盤安定繰出金 1、130 万 4 千円の増額及び後期高齢者医療特別会計の前年度繰越金の確定に伴う事務費分 3 千円の減額であります。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤健） 次に、伊藤生活環境課長。

○生活環境課長（伊藤敬） 議案第 26 号、令和 2 年度大仙市一般会計補正予算の、市民部生活環境課の所管事業に係る予算補正内容についてご説明申し上げます。

資料は、資料ナンバー 2 の補正予算書、3 月補正の 17 ページであります。

4 款 1 項 7 目 9 1 事業、環境保全基金積立金、24 節につきましては、協和環境保全基金預金利子 5 千円を補正し、補正後の予算額を 3、366 万 7 千円とするものであります。

協和環境保全基金は、協和上淀川にある秋田県環境保全センターの整備協力に対する交付金を原資として積み立て、協和地域の住民が快適で文化的な生活を送るため、地域の福祉・環境整備、教育文化活性化対策の経費に充てることとなっております。

なお、令和 2 年度に予定している充当事業を取り崩した後の年度末残高は 1 億 3、576 万 8 千円となる見込みであります。

以上、ご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤健） 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

(質疑する者なし)

○委員長(後藤健) よろしいですか。ないようですので質疑を終結いたします。

なお、討論、表決については、後ほど総務部と一緒にいきます。

○委員長(後藤健) 次に、議案第27号、令和2年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。当局の説明を求めます。佐々木保険年金課長。

○保険年金課長(佐々木博喜) それでは、議案第27号、令和2年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)につきまして、ご説明いたします。

資料ナンバー2、3月補正、補正予算書の31ページをお開き願います。主な事業の説明書につきましては、資料ナンバー2-1、6ページであります。

今回の補正であります。保険基盤安定繰入金と、財政安定化支援事業繰入金の確定に伴う補正で、歳出予算の総額にそれぞれ2,855万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ84億9,540万円とするものであります。

内容につきましては、事業説明書の、4の「A c t」をご覧ください。

はじめに、歳入の5款、財政収入は、財政調整基金利子4万3千円の補正であります。6款、繰入金是一般会計からの繰り入れ、2,850万7千円の補正であります。

内容につきましては、国保税軽減相当分を繰り入れする保険基盤安定繰入金2,276万4千円の増額、そして、財政安定化支援繰入金の574万3千円を増額するものであります。

続いて、歳出であります。9款、積立金2,855万円の補正でございます。財政調整基金の預金利子分4万3千円と、歳入6款の繰入金を3款国民健康保険事業費納付金の財源として充てることから、振り替えられた財源、2,850万7千円を基金に積み立てるものであります。これにより、令和2年度末の基金残高は、3億2,693万5千円となります。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長(後藤健) はい、説明が終了しましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

(質疑する者なし)

○委員長(後藤健) よろしいですか。なければ質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論する者なし)

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（後藤健） 議案第28号、令和2年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐々木保険年金課長。

○保険年金課長（佐々木博喜） それでは、議案第28号、令和2年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

資料ナンバー2、3月補正予算書の39ページをお開き願います。主な事業の説明書は、資料ナンバー2-1の7ページであります。

今回の補正であります。保険料収入が当初予算額を上回る見込みとなったことと、低所得者の保険料軽減額の確定に伴う後期高齢者医療広域連合納付金に関する補正で、歳入歳出予算の総額に、それぞれ4,213万9千円を追加し、補正後の総額を歳入・歳出、それぞれ9億9,938万1千円とするものであります。

内容につきましては、事業説明書、4の「A c t」をお願いいたします。

はじめに、歳入であります。

保険料収入の現年分は、課税所得が増えたことにより賦課額が増加したことから、保険料現年分を2,900万円増額するものであります。

次に、一般会計繰入金は1,130万1千円の増額補正であります。内容といたしましては、保険料軽減額の確定に伴う保険基盤安定繰入金の増額等であります。

繰越金183万8千円は、前年度からの繰越金の増額であります。

次に歳出であります。後期高齢者医療広域連合納付金4,213万9千円の補正であります。

内容といたしましては、当初予算額を上回る見込みとなった保険料2,900万円と、令和2年度に繰り越しとなった保険料の183万5千円、保険料軽減額の確定に伴う保険基盤安定負担金1,130万4千円を増額するものであります。

以上、ご説明いたしましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（後藤健） 説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） いいすかな。ないようですので質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（討論する者なし）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（後藤健） 次に、議案第31号、令和2年度大仙市太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。伊藤生活環境課長。

○生活環境課長（伊藤敬） 令和2年度大仙市太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）に係る予算補正内容について、ご説明申し上げます。

資料は、資料ナンバー2の補正予算書〔3月補正〕の67ページ、及び資料ナンバー2-1の令和2年度補正予算（案）3月補正、主な事業の説明書の8ページであります。

説明は、主な事業の説明書で行いますので、よろしく申し上げます。

1款1項1目10事業、一般管理費につきましては、74万9千円を補正し、補正後の予算額を681万7千円とするものであります。財源内訳は、全額売電収入であります。

本事業は、市が地球温暖化対策に取り組み、太陽光発電事業者として発電事業を実施することで、環境負荷の小さい地域をつくることを目的としております。

市は発電事業を行うに当たり、強首上野台に建設された民間の太陽光パネルと付属設備一式の発電施設を20年間借り受け、発電した電力を全量、東北電力に売電しております。

なお、販売価格は、固定価格買い取り制度により、1キロワットアワー当たり税抜き36円となっております。

また、売電収入から発電施設リース料及び電気設備の保安管理費、消費税等の一般管理費を除いた収益的収支を地球温暖化対策基金として積み立てております。

消費税につきましては、課税期間である平成31年4月1日から令和2年3月31日までの収益に応じた納付額となりますが、令和元年度の売電収入実績は、好天の影響により、当初見込みの想定額より、約26パーセント多い1億4,114万1千円で、売電収入からリース料、一般管理費を除いた収益的収支、表の⑤に当たりますけれども、収益的収支は3,175万3千円でありました。

これにより、令和2年度消費税納付額は424万8,800円と見込まれ、公課費の当初予算額350万円では不足が発生するため、予算の補正をするものであります。

次に、9ページをお願いいたします。

1款1項1目11事業、温暖化対策基金積立金につきましては、3,176万1千円を補正するもので、財源内訳は地球温暖化対策基金預金利子8千円、令和元年度繰越金3,175万3千円であります。

先ほど、一般管理費でご説明したとおり、売電収入から発電施設リース料及び一般管理費を除いた収益的収支は、地球温暖化対策基金に積み立てることとしており、今般、令和元年度の収益的収支の繰越金及び基金預金利子を積み立てるため、予算の補正をするものであります。

令和元年度の売電収入からリース料、一般管理費を除いた収益的収支は3,175万3千円で、この金額に今年度の預金利子8千円を加えた3,176万1千円が補正額の内訳となっております。

今般の補正により、年度末の基金残高は、地球温暖化対策基金充当事業を取り崩した後の金額で7,995万6,631円となる見込みであります。

積み立てた基金は、公共施設に設置している太陽光パネルの維持管理及び食品ロスなどの温暖化対策事業や、悪天候など不慮の事態により発電収益が出ない場合への備えとして活用を図ってまいります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（後藤健） 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、小松委員。

○委員（小松栄治） この36円、1キロ当たり、何年までだっけ。何年って言ったっけ。

○委員長（後藤健） はい、伊藤課長。

○生活環境課長（伊藤敬） 20年間のリース契約を行っておりますので、令和17年までです。固定額です。

○委員（小松栄治） その後なんとなるんだ。分がらねおの。

○生活環境課長（伊藤敬） 現在はその後については何も決まっていますが、ただリース料の中には施設を解体する経費も含まれております。発電施設自体、太陽光パネルですけれども、やはり劣化していくことも想定されておりますので、現時点では、事業終了後は恐らく解体することにはなるとおられます。

○委員長（後藤健） はい、よろしいですか。はい、他に質疑のある方。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） あの、本年度はずいぶん、発電効果が、天候等の影響等もあると思うんですけども、この発電効果っていうのは、このパネルの、いわゆる耐用年数20年間っていう中で、いつ頃が一番効果として得られる、作った時が一番なのか、一応この効果の高い期間はどのくらいなもんですか。

○委員長（後藤健） はい、伊藤課長。

○生活環境課長（伊藤敬） 太陽光パネルの発電効率が最高なのは設置した当初です。開始当初が一番高くて、その後、発電効率は少しずつ少なくなっていくという、そういう想定でおります。

○委員長（後藤健） はい、よろしいですか。他に質疑はありませんか。

（質疑する者なし）

○委員長（後藤健） いいですか。なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論する者なし)

○委員長(後藤健) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤健) ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長(後藤健) 次に、議案第35号、令和3年度一般会計予算を議題といたします。

それぞれ所管する予算について、順次説明をお願いいたします。

なお、質疑は各所管課ごとに行います。

【市民課】

○委員長(後藤健) はじめに、市民課の所管する予算の説明をお願いいたします。高橋市民課長。

○市民課長(高橋直美) 議案第35号、令和3年度大仙市一般会計予算のうち、市民課所管分につきまして、ご説明いたします。

説明に入ります前に、本日同席しております職員をご紹介します。市民班の菊池参事でございます。同じく市民班の佐藤副主幹でございます。

それでは、議案第35号、令和3年度一般会計予算のうち、市民課所管分につきましてご説明いたします。

資料は資料ナンバー3、当初予算書の60ページからと、市民部の令和3年度当初予算概要でございます。私からは、当初予算概要の1ページの方でご説明させていただきます。

○委員長(後藤健) いいすかな。どうぞ、どうぞ。

○市民課長(高橋直美) 大丈夫ですか。

はじめに、2款3項1目10事業、戸籍住民基本台帳事務費の当初予算額は623万6千円で、前年度比で143万4千円の増となっております。

これは、戸籍事務及び住民基本台帳事務の適正な遂行のための経費でありまして、本庁及び各支所のコピー機やレジスターのリース料、並びに各証明書用偽造防止用紙等の印刷代や消耗品費等が主な内容でございます。

令和3年度は、数年度分をまとめて購入しております印鑑登録カードや同ケースを購入予定であること、また、マイナンバーカードの処理件数が増加しておりますので、トナー代やコピー代を増額したことなどが主な増額の理由となっております。

財源は、戸籍手数料及び中長期在留者居住地届出事務委託金等でございます。

次に、同じく11事業、住民基本台帳ネットワークシステム整備事業費の当初予算額は304万円で、前年度比で20万9千円の増となっております。

これは、住民基本台帳に関する全国規模のネットワークシステムの保守料及び賃借料でございますが、マイナンバーカードの取り扱い件数の増加により、端末機器を3台増設したことから増額となっております。財源は諸証明手数料でございます。

次に、同じく12事業、戸籍電算システム管理運営経費の当初予算額は1,201万4千円で、前年度比で398万6千円の増となっております。

これは、戸籍電算システムの保守料及び賃借料、並びに戸籍クラウド導入に伴う構築経費とクラウド利用料等が主な内容でございます。

令和3年度は、戸籍システムの更新や法改正に伴う作業委託が予定されていることから、増額となっております。

財源は、戸籍手数料及び諸証明手数料、並びに国からの社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございます。

次に、同じく13事業、旅券発給事務費の当初予算額は25万7千円で、前年度比で2万7千円の減となっております。

これは、市民のパスポート申請や交付事務に関する経費で、主な内容は旅券交付窓口端末機の賃借料や消耗品費でございます。財源は、全て県の市町村権限移譲推進交付金でございます。

次に、同じく51事業、個人番号カード交付事業費負担金の当初予算額は1,988万3千円で、前年度比で2,869万3千円の減となっております。

これは、マイナンバーカードに係る事務を地方公共団体情報システム機構に委任するための負担金でございます。

減額の理由でございますが、令和3年度から国のマイナンバーカードに係る交付金事務の仕組みが改められ、これまではいったん市町村から地方公共団体情報システム機構に負担金を支払い、その分を国から市に補助金として交付する仕組みでございましたが、国の令和3年度予算分からは、直接、国から地方公共団体情報システム機構に支払われることになりました。

ただし、国の令和2年度予算の未執行額等については、繰り越しを行って、市町村の令和3年度予算を通じて地方公共団体情報システム機構に交付する必要があり、その分だけを各市町村の令和3年度予算に予算措置するよう通知があったことから、今回、国から示された金額を予算計上したものであります。

財源は、県を通した国からの個人番号カード交付事業費補助金等でございます。

以上、当初予算の主な内容につきましてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（後藤健） 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、挽野委員。

○副委員長（挽野利恵） はい、個人番号カード交付事業費負担金についてお聞きします。

これは、負担金の額というのは、人口に合わせて負担されているのか、カードの発行数に合わせているのか、その辺、教えてください。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○市民課長（高橋直美） 挽野委員のご質問にお答えいたします。

こちらの個人番号の負担金につきましては、全国の全体の金額に対する人口割で積算された金額となりますので、交付枚数に関係ない形の積算となります。

○委員長（後藤健） よろしいですか。はいどうぞ。

○副委員長（挽野利恵） すみません、付随して。今現在、マイナンバーカードの交付枚数、どのくらいまでいっているか教えてください。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○市民課長（高橋直美） はい、令和3年2月末時点での数字でございますけれども、申請率でまず34.6パーセントで、件数としまして2万7,352件、交付率でいきますと28.4パーセントで2万2,422件となっております。

○委員長（後藤健） はい、いいすかな。他に質疑のある方。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 戸籍クラウド化、具体的に内容を教えてください。

もう一点は、個人番号カード商品券発行とともに、急速に伸びたわけですが、このカードを持った方から、どういう場面で使えるの、というふうなこと聞かれましたので現状を教えてください。

そして、このマイナンバーによって、今後、利用の範囲がどのように考えられていて、今年度どういうところまでそれが具体化されるものなのか、教えてください。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○市民課長（高橋直美） はじめに、戸籍クラウド化につきましては、前回、債務負担で説明させていただいたところですが、戸籍のサーバーですが、今まで自庁の、大仙市内のサーバー室の方にサーバーを置いておりましたけれども、それを業者のデータセンターというものがありますけれども、そちらの方にサーバーを置きまして、ネット回線を通じてそちらのサーバーを利用して戸籍の情報を管理するといった仕組みになります。

あとは、マイナンバーカードをどのようなところで使われるのかといったところですが、現時点では確定申告のイータックス、児童手当や保育所の利用申し込み等、子育て関係で利用可能となっております。あとは、保険証として利用可能となっておりますけれども、保険証につきましてはこの後、随時、その病院によりまして、使用可能となる場所が変わってくるかと思っておりますけれども、保険証の利用が可能となっております。

あと、今後につきましては、例えば市民課サイドでいいますと、住民票や身分証明等のオンライン申請もできるような形で、マイナンバーカードの公的個人認証機能を活用して、そういったもので本人確認をして手続きできるような形で進めていければと思います。以上です。

○委員長（後藤健） いいすかな。はいどうぞ。

○委員（佐藤文子） あの、そうすると戸籍サーバについては、前回協議会で説明ありました堅牢なこの建物けんろうっていうか、そこに全国の、集められて管理されるということになるんでしょうか。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○市民課長（高橋直美） 全国の戸籍が管理されるというようなクラウド化につきましては、その市町村によって導入する所、しない所がございますので、そのデータが全国で集まって管理されるということではございませんが、また別の問題としまして、法改正

で令和5年度までにはネットワーク化されることとなりますので、それに向けて法務省の方で全国統一の管理システムを構築しておりますので、そちらを通して情報をやり取りすることで、広域交付などが可能となります。

○委員長（後藤健） いいすかな。どうぞ。

○委員（佐藤文子） それで、マイナンバーカードについては、いろいろこう、商品券に釣られてね、皆さん申請したことは間違いないわけですがけれども、オンライン申請だとかそういった面でのいわゆるマイナンバーカードを持った方々で、ネット、なかなか利用できない、私を含めてですね、かなりの多くの方が現実的にオンライン申請ですとか、そうしたことがなかなかできないというふうなことがあるわけですがけれども、そうしたマイナンバーカード、ネット利用を市民の方が享受できない、カード作って何も被害なければ別に問題ないんですけれども、それ以外にこうしたオンライン関係の、いわゆる、そうした享受できない市民に対してね、今後どういう機会を活用してこういう、スマホ利用できるとか、そういうふうなことやってる自治体もあるみたいですがけれども。これはね、市民課だけじゃなくて、一つのデジタル化の中での作業なんでしょうけども、市民部長として、部長の方でね、そういう情報利用の機器利用の、市民に対する享受を広げていくっていうふうな活動への視点というか、そういう視点をね、持っていかなければならない状況なんだべなと思っていますので、その辺、何とか。

○委員長（後藤健） いいすかな。部長。

○市民部長（和田義基） 佐藤委員のご質問にお答え申し上げます。

現在、やっぱりマイナンバーカードって、商品券でそういうインセンティブ付けての普及が、大仙市の方も増えてはいますが、問題はやっぱり、それがうまく、その利用するっていうか、活用してサービスを受けやすくなるってところは、ちょっと現段階では、それが少ないというような状況です。国でもデジタル化の推進っていうことでやられているようですので、せっかく持ったマイナンバーカードですので、デジタル化としても十分に有効に活用していきたいと思うんですがけれども、例えば、今でもマイナンバーカードのマイナポイントの申請なんかは役所の窓口でもサポートしております、個人でやらなくても役所でもサポートしてます。あとは周知の仕方になるのではないかなと思います。あと、必要であれば、利用の説明会などについても考える必要があるというふうに思います。

○委員長（後藤健） はい、よろしいですか。他に質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤健) よろしいですか。なければ、市民課に関する質疑を終結いたします。

.....
【保険年金課】

○委員長(後藤健) 次に、保険年金課の所管する予算の説明をお願いします。佐々木保険年金課長。

○保険年金課長(佐々木博喜) それでは、議案第35号、令和3年度大仙市一般会計予算のうち、保険年金課所管分についてご説明申し上げます。

主な事業の説明書、市民部の3-1ページをお願いいたします。

3款1項8目80事業、福祉医療制度の医療給付扶助費について説明いたします。

大仙市の福祉医療制度は、令和2年8月診療分から子ども分の事業を拡大し、令和3年度はそれらが通年となることで増額となります。

その他の法別はそれぞれ減額となることから、増額分が相殺される形となり、当初予算要求額は7億411万1千円で、前年度比186万3千円の増となっております。

4の「Act」をご覧ください。

①は、対象区分ごとの積算額を表しております。対象者数は、平成30年度から令和2年度見込みを基に平均伸び率を求め、令和2年度見込みに乗じて算出しております。

1人当たり医療費は、新型コロナウイルスの影響による受診控えがあると考えられることから、令和2年度の決算見込みが減少したため、平成29年度から令和元年度の実績を基に平均伸び率を求め、令和元年度の実績に乗じて算出しております。単独拡大となります高校生区分につきましては、令和2年度の実績見込みが当初予算見込みより上回っていることと、実績月数が少ないことから、1人当たり利用費を乳幼児、小中学生区分並みに調整し、年間4,650万円と積算しております。令和2年度予算は8月診療分からの半年分、約1,400万円でしたので、約3,200万円の増となっております。

②につきましては、指定難病小児慢性特定疾病医療費への助成見込みとなります。

扶助費の総額は、①と②を加えた7億411万1千円を計上させていただいております。

以上が、福祉医療受給制度に関する説明でございます。

申し訳ありませんが、資料の方、変わりました、令和3年度当初予算概要、市民部の2ページをお願いいたします。

ナンバー6、4款1項14目12事業、後期高齢者保健事業費、こちらは廃事業であります。

この事業は、後期高齢者医療被保険者の人間ドッグ受診料の助成を行うものでありましたが、財源となっておりました、国の長寿健康増進事業交付金に基づく広域連合補助金が、平成30年度から段階的に減額され令和2年度で終了したことに伴い、事業を終了するものであります。事業終了後は、市が実施する集団検診、契約しております医療機関で健康診断を受診いただくことが可能であります。

以上が、保険年金課所管分の令和3年度一般会計予算案の説明となりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤健） 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。よろしいですか。はい、金谷委員。

○委員（金谷道男） 事業説明書で、福祉医療の給付の関係ですが、3-1ページの一番下のところに、所得制限の撤廃のところで、市単独部分が出ていると思うんですが、これってどのぐらいになるものですか。

○委員長（後藤健） はい、いいすかな。はい、課長。

○保険年金課長（佐々木博喜） お待たせして申し訳ないです。

○委員長（後藤健） 休憩するすか。

○委員（金谷道男） 後でいい。

○委員長（後藤健） では後ほど、資料を精査して答弁をお願いします。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） コロナで子どもさんたちの受診控えが全国的にも起こっているみたいですがけれども、説明の中にもありましたけれども、まず、この2年度は平年に比べてどのぐらいこの医療費、受診控えといわれる今の状況、どの程度なのかちょっと、現在の。何パーセントぐらい落ちているもんだべがな。

○委員長（後藤健） はい。課長。

○保険年金課長（佐々木博喜） 佐藤委員のご質問にお答えいたします。

令和2年度の1人当たりの年間給付額の推移になりますけれども、それぞれの区分ごとになります。高齢身障の方々が約5.8パーセント、重度身障の方で2.71パー

セント、母子家庭の方で4.40パーセント、父子家庭の方で23.4パーセント、後期高齢身障の方で5.74パーセント、後期高齢心身の方で5.6パーセント、乳幼児小中学生で20.04パーセントというふうに、全て減という形になっております。今お伝えした数字は、全てマイナスの数字になっております。

受給者1人当たりの年間平均給付額として、令和2年度の見込みとして立てたところそれほど落ちているというような形になります。

○委員長（後藤健） はいどうぞ。

○委員長（佐藤文子） 中でその、父子家庭児童の受診がずいぶん、23パーセントの減と落ちているというふうな状況もあるようなんですけれども、まず、受診は無料というふうな状況にも関わらず、こういう受診控えが発生しているというふうなことで、後々、病状が悪化するとかっていうふうなことが起きてはならないというふうに、こう思うんですけれども。まず、必要な受診を控えてしまうというふうな事態にならないような、いわゆるこのコロナの状況にあっても病院、臨床の方でそうした「来るな」というふうな状況などが実際、なかったもんだか。その辺はどのように。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○保険年金課長（佐々木博喜） 今の件に関しては、当課の方には特に医療機関あるいは受給者の方々からは、そういうふうなお話というのは聞こえてはきていないというのが現状です。国等からも、そういうような話っていうのも特に通知等は来ておりませんので、当課で把握できかねている状況ではございます。

○委員長（後藤健） はい、よろしいですか。はいどうぞ。

○委員（佐藤文子） 自主的に受診控えをされたというふうなことなのかもしれませんけれども、いずれ、いつもかかっていた子どもたちが、父子家庭で23パーセントも受診を控えているようなことは、何か裏にこう、他に原因がないかとても心配されるところでもありますので、注視して見ていただければと思います。

○委員長（後藤健） いいすかな。はい、他に質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） なければ、保険年金課に関する質疑を終結いたします。

審査の途中ですけれども、ここで休憩を挟みたいと思います。再開は11時ちょうどでお願いいたします。

(休憩 午前10時49分)

(再開 午前11時00分)

○委員長（後藤健） はい、それでは委員会審査を再開いたします。

はじめに、先ほど保険年金課所管の質疑のところで、金谷委員の質疑に対する答弁の申し出がありますので、お願いいたします。はい、佐々木課長。

○保険年金課長（佐々木博喜） 金谷委員のご質問にお答えを申し上げます。

ご質問では、令和3年度、所得制限を撤廃した分について、どれだけの増額があったか、というご質問だと考えております。

令和2年度ですけれども、所得制限、大仙市、もともと緩和していたんですが、その緩和していた部分で、予算としては半年分になりますが474万5千円ほど見ておりました。それが、令和3年度、撤廃分として予算を計上しておりますのが1,680万9千円となっております。差し引きしますと1,206万4千円の増という形になっております。事業説明書の方の資料には、ちょっとその細かい方の数字が出ておりませんので中身の細かい部分ということでご説明をさせていただきました。以上です。

○委員長（後藤健） はい、金谷委員よろしいですか。はいどうぞ。

○委員（金谷道男） てごどは、それが純粹に大仙市の持ち分だってごど。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○保険年金課長（佐々木博喜） はい、そのようになります。

○委員長（後藤健） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

【生活環境課】

○委員長（後藤健） はい、それでは審査を続けます。

次に、生活環境課の所管する予算の説明をお願いいたします。伊藤生活環境課長。

○生活環境課長（伊藤敬） 令和3年度大仙市一般会計予算のうち、生活環境課が所管する事業の内容についてご説明を申し上げます。

資料は、令和3年度当初予算概要、市民部、及び令和3年度当初予算書、主な事業の説明書、市民部であります。

説明を簡潔に行うため、はじめに、当初予算概要の中から予算額が500万円以上の事業について説明し、その後、主な事業の説明書で説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは、当初予算概要の6ページをご覧ください。

ナンバー1、2款1項5目1事業、交通安全対策推進活動費につきましては、予算額1,582万円で、財源内訳は、交通災害等共済加入推進交付金46万2千円、一般財源1,535万8千円であります。

事業内容は、交通指導員94名分の報償費、交通安全キャンペーン啓発物品や啓発看板などで、現隊員の人数及び新規隊員数の見込みから、前年度比97万6千円の減額となっております。

次に7ページをご覧ください。

ナンバー13、4款1項7目51事業、大曲仙北広域市町村圏組合斎場負担金につきましては、予算額5,961万8千円で、全額一般財源であります。

事業内容は、中央斎場、北部斎場、南部斎場の運営に係る負担金で、大仙市、仙北市、美郷町の利用人数割となっております。現在ある施設の運営費は、大仙市が約66パーセント、仙北市が約19パーセント、美郷町が約15パーセントとなっており、新南部斎場建設に係る負担金は、大仙市が約44パーセント、美郷町が約56パーセントとなっております。

現施設の火葬炉補修工事は令和2年度で終了しましたが、新南部斎場建設に係る基本設計業務など、令和3年度に予定しているため、前年度比102万1千円の増額となっております。

ナンバー15、4款1項7目91事業、協和環境保全基金積立金につきましては、予算額3,366万2千円で、財源は協和上淀川にある県の「産業廃棄物最終処分場 秋田県環境保全センター整備協力交付金」であります。基金は条例により協和地域住民の福祉及び生活環境整備、教育文化の向上、活性化対策などに関する事業に充当しており、具体的には協和支所が財政課と協議の上、決定しております。なお、令和3年度は不法投棄パトロール巡回路の枝木伐採や、公害防止協定に基づく水質検査の他、世代交流館のエアコン設置工事などに充当する予定であります。

ナンバー17、4款1項10目10事業、墓地公園管理費につきましては、予算額633万1千円で、財源は墓地公園永代使用料、墓地管理手数料、名義変更手数料であります。

事業内容は、墓地公園の光熱水費の他、管理委託料、園路除雪費、墓地返還に伴う永代使用料還付金などであります。

現在、合併前に職員が自前で作成した墓地管理システムを使用しておりますが、今後のメンテナンスやデータ破損のリスク回避を目的に、新たな墓地管理システムを導入するため前年度比46万3千円の増額となっております。

次に8ページをご覧ください。

ナンバー20、4款2項1目12事業、廃棄物処理管理経費につきましては、予算額2,046万2千円で、全額一般財源であります。

事業内容は、一般廃棄物最終処分場の水質検査手数料及び水処理施設管理業務委託料などで、大曲最終処分場の令和3年度廃止を見越し、管理点検業務委託の一部見直しを行ったことにより、前年度比127万7千円の減額となっております。

ナンバー21、4款2項1目13事業、ごみ収集関係費につきましては、予算額1億7,299万円で、財源内訳は一般廃棄物処理手数料、資源物売り払い収入などの特定財源7,740万1千円、一般財源9,958万9千円であります。

事業内容は、家庭ごみ計画収集業務を委託している16社分の委託料のほか、粗大ごみ、小動物の死骸収集業務委託料、処理困難廃棄物の処理手数料などとなっております。小動物の死骸収集業務委託料を県内の他の自治体を参考に増額したことなどに伴い、前年度比260万4千円の増となっております。

ナンバー22、4款2項1目14事業、廃棄物減量化対策費につきましては、予算額4,369万5千円で、財源内訳は地方消費者行政強化交付金5万円、一般廃棄物処理手数料4,354万円、太陽光発電事業特別会計繰入金10万5千円あります。

事業内容は、ごみ袋証紙の製造管理、配送業務委託料、資源ごみ回収業務委託料、ごみ袋証紙売りさばき手数料、食品ロスを目的とした食べきり協力店登録制度の啓発品などとなっております。ごみ袋の在庫状況から、令和3年度は製造数量を増やす必要があり、また製造単価上昇のため、前年度比555万4千円の増となっております。

ナンバー25、4款2項1目54事業、大曲仙北広域市町村組合環境事業負担金につきましては、予算額7億7,088万7千円で、全額一般財源であります。

事業内容は、大曲仙北広域市町村圏組合の中央ごみ処理センター、中央し尿処理センターの運営に係る負担金で、金額は大仙市と美郷町による平等割、人口割、搬入量割となっております。大仙市が約80パーセント、美郷町が約20パーセントであります。

また、新中央し尿処理センターの建設に係る負担金についても、同じく大仙市と美郷町による平等割、人口割、搬入割となっております。新中央し尿処理センター施設整備基本計画策定業務委託が令和2年度で終了し、令和3年度は整備業者選定支援業務のみであること、また、南外最終処分場用地取得事業等に係る地方債の償還終了により、前年度比、3,605万2千円の減額となっております。

次に、主な事業の説明書で説明を行います。事業説明書、3の2ページをご覧ください。

4款1項7目61事業、浄化槽設置整備事業費補助金であります。

予算額は5,242万1千円で、前年度予算額に対し335万4千円の減となっております。

財源内訳は、国及び県の支出金がそれぞれ1,593万8千円、一般財源2,054万5千円となっております。

事業の目的は、公共下水道事業及び農業集落排水事業の区域外において、合併処理浄化槽の整備に対し補助金を交付することにより、公衆衛生の向上及び良好な生活環境の確保、公共水域の水質保全を図るものであります。

これまでの実績であります。毎年110基前後の浄化槽設置に対して補助を行っており、計画処理区域内の進捗率は、令和元年度末で54.1パーセントとなっております。

令和元年度の事業概要であります。国の基準額に対して、国・県・市がそれぞれ3分の1を負担し、単独浄化槽からの転換の場合で市内業者が施工したときに限り、一般財源で市負担分の2分の1をかさ上げ補助するものであります。新築住宅の場合は、現在単独処理浄化槽の設置が禁止され、合併処理浄化槽の設置が進んでいることを踏まえ、また予算の効率的な運営も考慮し、新築住宅に合併処理浄化槽を設置する場合の市独自のかさ上げは廃止し、くみ取り及び単独浄化槽、単独処理浄化槽からの転換を対象にかさ上げ補助する内容で見直しを行っております。

補助額につきましては、新築の場合で、5人槽が35万2千円で、7人槽が44万1千円、10人槽が58万8千円となっております。くみ取り及び単独処理浄化槽からの

転換で、かつ市内業者が施工した場合は、5人槽が41万1千円、7人槽が51万4千円、10人槽が68万6千円となっております。

設置基数につきましては、5人槽59基、7人槽60基、10人槽1基の合計120基を予定し、令和元年度予算と同数であります。

次に、事業説明書3-3ページをご覧ください。

4款2項1目21事業、一般廃棄物最終処分場廃止事業費であります。

予算額は802万3千円で、前年度予算額に対し64万3千円の増となっております。

財源は全額一般財源であります。

事業の目的は、市内7カ所の一般廃棄物最終処分場の廃止に向けて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などに規定されている廃止基準を満たした閉鎖整備を行うものであります。

これまでの実績であります。平成29年度及び30年度において、水処理施設を有し維持管理費負担の大きい、中仙・大曲の2カ所の処分場閉鎖工事を実施し、県に埋め立て処分終了届を提出しております。また、令和元年度から、確認申請に必要な、水質、地温、ガスなどのモニタリング調査を実施しております。

令和3年度の事業概要であります。廃止確認申請に必要なモニタリングを令和2年度で終了し、県に対して廃止確認申請手続きを行うつもりでありますが、県から確認証の交付を受け廃止が決定するまでは維持管理を継続する必要があることから、通常の法定水質検査を行ってまいります。また、追加でモニタリング検査が必要になった場合は、必要な項目の検査を行ってまいります。

大曲、中仙の両施設とも水処理設備を停止するため、浸出水が水処理設備を通らずに排水するための通り道を設ける工事を行う予定であります。

事業費は、大曲最終処分場で、法定水質検査及び追加モニタリング経費393万7千円、浸出水を排出するための工事費12万4千円、冬季のモニタリング時の除雪委託料23万5千円。中仙最終処分場で、法定水質検査及び追加モニタリング経費328万4千円、浸出水を排水するための工事費44万3千円であります。

最後に、事業説明書3-4ページをご覧ください。

7款1項5目12事業、消費生活相談対策事業費であります。

予算額は321万3千円で、前年度予算額に対し7万1千円の増となっております。

財源は、県支出金20万1千円、一般財源301万2千円となっております。

事業の目的は、消費者トラブルの相談に対応するため、専門の相談窓口を設置し、相談の早期解決と消費者被害の未然防止を図るものであります。

これまでの実績であります。専門相談員を雇用し、国民生活センターなどが実施する専門研修にも参加して窓口の機能強化に努め、年々複雑化する相談に対応しております。

また、大仙市消費生活推進員と共同で、町内会など各種団体を対象に特殊詐欺や架空詐欺に関する出前講座を開催し、高齢者の被害防止に努めるほか、大仙警察署との連携によるコミュニティFMや市のホームページ、フェイスブックを活用した最新の情報提供や注意喚起、高齢者を対象に特殊詐欺などへの電話撃退装置の無料貸し出しを行っております。令和3年度の事業概要であります。これまで同様、専門相談員による相談対応や消費生活相談員による出前講座、コミュニティFMなどを利用した啓発及び注意喚起、あるいは撃退装置の貸し出しを行ってまいります。

事業費であります。相談員配置事業として、相談員1名分の人件費及び研修会参加経費等に263万6千円となっております。この事業により配置する相談員は1名ですが、令和2年度に引き続き、再任用職員を消費生活相談員として配置し、2名体制で相談業務を行う予定としております。その他、出前講座等啓発活動事業として、消費生活推進員の活動費及びコミュニティFMの活用経費に56万2千円、特殊詐欺等電話撃退装置の無料貸し出し事業として、撃退装置の修繕費に1万5千円となっております。

なお、令和3年度は消費生活センターを市民交流活動拠点センターアンベエ大曲に移転し、消費生活相談業務を行ってまいります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤健） はい、説明が終了しましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 最終処分場、その一般廃棄物の、まず、大仙市では全部で、大曲は今、中仙となんだけど、他の方の一般廃棄物の管理費、今まで何年続いているすべ。検査も含めて。

（雑談あり）

○委員（小松栄治） 今言ったとおりよ、市町村合併なる前に廃止したのいっぺあるすべ。端的に言えばすよ、この後、何年もせ、汚水で採算取らねば何年も続かねくなるべでも、

そうならば、なんとふうにせ、終わらせる方法だわけすよ。それをせ、県の方ど相談して、また市の方で独断でやっているものなのか。いわゆる、いづまでもいづまでもせ、それな、ど思ったりしていだす。機があれば、続けでいがねばできねでもよ、その点、お聞きしでぐってだったす。

○委員長（後藤健） はい、伊藤課長。

○生活環境課長（伊藤敬） 最終処分場につきましては、今あの、廃止手続きを取っている大曲と中仙の他に、5最終処分場あるわけですけれども、現在、一つずつ終了していくということで計画はしております。

維持費に関しましては、だいたい1施設当たり、目安として、水質検査等に約100万円掛かっているわけですけれども、最終的に終了する時期とすれば、令和27年が一番最後に終了する時期ではないかなと思います。

ただ、大曲と中仙の水処理施設ありますけれども、こちらのその解体ということも考えますと、その間で、この27年度までの間でその施設の解体を入れますと、その27年度から少し、もしかすれば3年程度くらい後ずれする可能性はあるかなと考えております。

○委員長（後藤健） はい、どうぞ。

○委員（小松栄治） あまりもだもだってすよ、その、合併前がらやってきてらすおな。して今までもやってきてらすべ。この先せ、19年も100万円ずつ予算付けで検査するだけですよ、その打開策はせ、その検査する方で、解毒液だが何だがやってるもんだすべった、他さ、その水流れだ場合だわけよ。水の、汚水みんたものを、分析するものをやってるもんだすべった。その処理の方法よ、このままいけば、27年度までっていえばよ、んだすな、25年ぐれ残ってらすべ、へば2,500万円以上かかるすべった。それでだわけすよ、心配してるのは。それ、1カ所ばしでねすべ。その止める方法どが、解毒する方法、永久的にそんけ、27年もこれがら27年続けていくかというごどだわけよ。そうでなくしてもらいでというごどだ。それをせ、きちっと、やっぱりなんとせば短期間になくなるかということのを頭の中さ入れてやらなければよ、湯水のごとく、じゃんこ使っていぐ。それなば、一つ二つばしでないものほら。そのあだりの対応だ。

○委員長（後藤健） はい、伊藤課長。

○生活環境課長（伊藤敬） はい、この最終処分場の廃止の順番といいますか、その一つずつ廃止してからその次の廃止に向かっていくということにつきましては、市長の方と

も協議して、市全体の財政事情も考慮した上で、一つずつ廃止していくということで今判断しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（後藤健） はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 最後だ。あどしゃべねでもよ、3回目だどもよ。

それでは生っちよろいおな。要するに、まずおらほの上野台の最終処分場、1年に何回検査するもんだが分がらねでもよ、その降った雨水と合わせてそれが流れてくるもの。それを検査しているべった、そごにも田んぼもみんなあるわけすよ。ただ、その汚水の検査してせ、7年しまえば無くなるべど、自然のあれだもんだべが、そうでねぐ、考える必要があるんでねがなと、こう言っているわけすよ。その雨水、雨降れば最終処分のあれさこう流れて、下がらこう流れてくるべった。その検査をしているべった、それさ。そごの水出てくる所のあれを（聞き取り不能）。そういう毒をせ、基準のものについてのあれを止める方法。市で今の考えはあれだすべ、一つ一つ待ってるつつうごどだすべ。それ無くなるまで。せば27年までかかると。それでいいもんだがや。

○委員長（後藤健） はい、伊藤課長。

○生活環境課長（伊藤敬） 現在その水質検査で出てきている浸出水につきましては、水質上、水質そのものは問題ないレベルのものでありますので。その上で今、適正に管理しているものでありますから、長期間はかかるわけですけれども、一つ一つ廃止していくということになります。

○委員（小松栄治） わりな、しゃべってもいいがや。

○委員長（後藤健） はいどうぞ、いいすよ。

○委員（小松栄治） それなば、何、検査して最後までそうやってやっていぐってごど、それさ、お金100万ぐれちょっと掛がるってごどだすべ。今、なんてもねばよ、調べる必要ねべってごどだわけよ、ずっと。あど大丈夫だべった。

要するにその、埋め立てしたづぎの、その雨降ったづぎのその流れだものについて検査するがら、付近のよ、田んぼどが、畑どがさ行く水さは害が無いというごどだすべ。それしたらあどいいんでね、ど考えるどもな、普通は。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○生活環境課長（伊藤敬） 水質検査そのものは、最終処分場を管理していく上で必要なものでありますので、それは法定で決まっているものです。それは現在のその水質が大丈夫であっても、そこでやめていいというわけにはちょっとになっておりませんので。

- 委員（小松栄治） 何年だ、へば。
- 生活環境課長（伊藤敬） そこに最終処分場がある以上。
- 委員（小松栄治） 分がらねな。
- 生活環境課長（伊藤敬） 水質検査をして管理をしていかなきゃいけない、水質検査も管理の一つということになっていますので…。
- 委員（小松栄治） 分がらねな。まずいい、ながなが理解へねでな、わりな。
- 委員長（後藤健） はい、他に質疑のある方。はい、佐藤委員。
- 委員（佐藤文子） まずあの、ごめんなさいね。予算書で廃事業になった2件について、ちょっとお聞きしたいと思います。

一つは、二酸化炭素排出抑制対策事業、これについては太陽光発電の売電収入だとかも入れて、そしてLEDだとか学校の耐用、いろいろ整備してきたんですが、今回ぼつさり廃事業にしているのですが、その代わりになる事業というふうなものがどこかに充てられているものなのかどうか。いわゆる太陽光発電で売電収入として、その分を措置してやる事業というふうなものはどこか、あるのかどうか。これ、学校等のあれをやってきた、かなり大きい事業だったんですが、完全に終わったものかどうか、というふうなことも含めてお願いします。

それから、快適居住空間環境整備事業、これはなんていうか、生活雑排水とかを流している、まだまだ整備されていない土側溝みたいな所なんかの環境整備をやってきたところだと思いますが、毎年そんなにこの金額は大きくなかったにしても、要望としては結構あった場所、あった事業だと思ったわけですけど、その事業が、要望箇所がもう全て解決できたということでの廃事業としたものなのかどうか。もしそうでなかったら、その事業分はどこか建設部だとかそういったところに回って、担保されているものなのかどうか、お聞きしたいと思います。

あと、もう1点は、清掃組合に負担する負担金、前年よりもかなり減って少なく予算化されておりますけれども、住宅数が少なくなったとかあるかもしれませんが、いわゆる市で運搬する、事業に出されるごみの量は減っているんだけど、自分の家で、車で運ぶ事例もかなり増えているというようにも伺っておりますので、全体のごみの量として減っているものなのかどうか、いささかちょっと分かりませんが、実際清掃組合への直搬のごみの量と、こちらの市の方で運搬するごみの量、この辺について、もし分かるのでしたら、ちょっと教えていただければと思います。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○生活環境課長（伊藤敬） ご質問の、二酸化炭素排出抑制事業ですけれども、こちらの方、太陽光発電の方の売電収入は充当しておりませんので、国の補助金、こちらを使って2年間、中仙庁舎、公共施設の設備改修を行うという、最初からそのような対象事業も限られた事業でありました。令和2年度で、その国の補助事業が終わったので廃事業としたものでございます。

それから2番目のご質問の、快適居住空間事業でありますけれども、こちらについては、今のところ要望として1件あるんですが、道路河川課の方の側溝改良と同じタイミングでやるということで、今年度予算として上げていないわけでございます。ですので、うちの方で今預かっている要望というのは、それ1件なんですけれども、道路河川課と一緒にやる際には、また復活する予定となっております。

最後の、ごみの搬入量ですけれども、計画収集のごみの量につきましては、幾分減っているところはあるようです。家庭ごみの搬出量が全体として増えているものの要因が、先ほど委員も言われました、その直搬というものが増えているような状況でして、これは実際、運ばれているものについては枝木とか、それから片付けごみですね。それから庭の草木、こういった物が多いようでして、やはりその、家で燃やしたりして、以前はそういうことやってたと思うんですけれども、そういうのがなくなって、ごみ処理センターの方に直接持ち込まれるそういった傾向が出てきていることの裏付けだと、そのように考えております。ちなみに、令和2年度は、コロナの影響がちょっとあるのか分かりませんが、前年同月と比べまして、計画収集で集めるごみ、それから事業所から出るごみ、これはともに落ちております。その中でも直搬で持ってこられるごみの量は、前年度よりもまた更に増えているというような状況のようです。

○委員長（後藤健） はい、いいすかな。はいどうぞ。

○委員（佐藤文子） 二酸化炭素排出の抑制事業というふうなもの、一定程度その、公共施設で使う二酸化炭素排出量というようなもの、目標としてね、40パーセントというふうに掲げておったんですけれども、排出抑制に関わる事業というふうなものは特別取り組む事業はないってことですか。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○生活環境課長（伊藤敬） 40パーセント削減っていうのを目標に掲げておりますけれども、内容としましては必ずしもその設備の更新だけではなくて、施設の廃止だったり、

運用上の節電、使っていない部屋の電気を消したりとかもありますし、あとはCO₂の排出係数、これは国の方で決めている数字なんですけれども、見直し、といいますのも、エネルギーの発電に石炭だとか石油だとか化石燃料を使うのをやめて、再生可能エネルギーで代替するようになれば、発電の電源係数が変わると、電源構成変わってきますとCO₂排出係数が変わってきますので、そういったものを加味して40パーセント削減ということになっておりまして、全てが設備の更新で達成していくという、そういう内容ではございませんので。あとは今後、市の施設で更新する、老朽化すれば設備の更新とかあると思うんですけれども、そういったときには省エネ効果の高い設備の導入を進めていく形で目標の達成につなげるという、そのような考え方になっております。

○委員長（後藤健） はい、どうぞ。

○委員（佐藤文子） いろいろ、ありがとうございます。ただね、いずれ温室効果ガスの抑制、地球温暖化の防止というふうなことを目指した二酸化炭素の排出抑制、こういったことを取り仕切る課は環境課でやってたんだけど、この分野を大仙市としてしっかり、この事業として継続的に排出抑制効果をもたらすような事業期間をきっちり設けるというふうなことは、あどやめだのがなって思っただけですよ。そこら辺の考え方ですね。課長というよりも、部長、市長たちの感覚なんでしょうけれども、そこら辺、どうなんでしょうね。

○委員長（後藤健） はい、市民部長。

○市民部長（和田義基） 佐藤文子委員のご質問にお答えいたします。

まず、国で2050年までですか、カーボンニュートラル。カーボンニュートラルの宣言をしている自治体も結構、出てきているようで。秋田県でも先日、鹿角市でもやってまして、前に佐藤委員から一般質問でもいただいたんですけれども、こういう宣言をして、いろいろ考えていけばいいんじゃないかなというご意見をいただきましたけれども、実際このニュートラルの方向にみんな向かなきゃいけないと、そうは思うので、今後、市長なんかもそういったことも頭にありまして。ただ宣言するという事は、何かその事業計画がなければ、ただ言うことは意味もないといいますか、そういった状態でカーボンニュートラルに向けての今後の方針だとか計画だとかっていうものを今後考えて行く必要はあるんじゃないかなと。もちろんその宣言も含めてってことなんですけれども、はい。

○委員長（後藤健） はい。

○委員（佐藤文子） 結構なんか、大きいことを聞いちゃったような気がいたしますけれども。いずれその二酸化炭素排出抑制の経過っていうかな、冊子もあったと思うんですよ。宣言をしなければ何もやらないというものではなくて、いずれこの宣言は宣言として打ち立てる。そしてそのアクションをどのように起こしていくかっていうふうな具体策を立てる。その計画が、これまであった計画書、ありましたよね、それをどう、さらにこう前進させて作っていくかっていうようなところ、やっぱりこの継続的に取り組むべき内容なのではないかって。予算書さ何も載ってなくて、そうするとやっぱそれを事業する担当者はいないですよ。それでいいのかっていうあたりは、ちょっと疑問に思ったものですから。

○委員長（後藤健） はい、部長。

○市民部長（和田義基） 環境基本計画ですか、昨年度作っておきまして、今年度は役所関係の二酸化炭素削減の実行計画というのを事務事業編っていうのをやっております。ただ、役所関係だけやっても、カーボンニュートラルへはつながらないのかなということですので、市民、市全体を対象とした実行計画的なものを考えていかなければならないのではないのかなと考えております。

○委員長（後藤健） はい、どうぞ。

○委員（佐藤文子） 宣言をする、具体的な話まで出ましたけれども、いずれやっぱりこれ、時代の要請として、やっぱりこの二酸化炭素削減の動き、温暖化対策というふうなことはきっちりと、やっぱり大仙市として重要な取り組みの位置付けをぜひされてもらいたいというふうに、お願いいたします。

○委員長（後藤健） はい、他に質疑のある方。はい、金谷委員。

○委員（金谷道男） あの、ごみ関係の話ですが、ごみ袋の売りさばき手数料のどごろ、さっき課長しゃべったっけでも。実際に証紙って、年間どれくらい売れているもんかなっていうところ、まず1点。

それともう一つ、ごみの集積所、市内にたくさんあると思うんだけど、あの集積所っていうのは集落の人方とか利用している人方が、事務経費から作ったっていうスタンスでいるものなのか、市でやっぱり（聞き取り不可）、考えているものなのか。で、もしそうだとすれば、そごの管理者だどが責任者みたいなのを把握している、市内で把握しているものなのかというところ。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○生活環境課長（伊藤敬） 集積所の方なんですけれども、これについては利用者の方で、作りたいということで、市はそれに対して補助金を出しているという状況でありまして、実際の管理もまず利用者の中で選ばれて、選ばれてっていうか、利用者の方から出ています。で、管理する方が代われば、市の方にはまず届け出がきているようです、はい。

あと、証紙の販売量なんですけれども…少々お待ちください。

令和元年11月からの直近1年間でいきますと、317万4,500枚。

○委員（金谷道男） 金額は。

○生活環境課長（伊藤敬） 金額ですか。歳入の証紙代。

○委員（金谷道男） 今は予算だから、歳入で見でら証紙代の歳入なんぼだべなって。

○生活環境課長（伊藤敬） 代金でいきますと、歳入でいきますと、1億1,679万5千円が金額です。

○委員長（後藤健） はい、いいすかな。

○委員（金谷道男） それはな。

○委員長（後藤健） はいどうぞ。

○委員（金谷道男） 集積所のごと。集積所、せば、一つ、そうだでも、直搬分は広域の歳入になるってこと。

○生活環境課長（伊藤敬） 直搬分は広域の歳入になります。

○委員（金谷道男） 集積所なんだけれども、たぶんこれ、課長の説明でも分がらねわけでも、実はうちの地域だけかもしれないませんが、旧町村時代は行政単位で、町で設置してらってごどなんだ。他の市町村は分がらね。集落単位でその集積場所というものを決めて、昔は衛生担当の役場の人があった。その人が管理人になってきた。だから何となぐ、曖昧な中でやってきたなって感じしているわけよ。集落での使用だよって、どっかではこう、引き継ぎしたものかどうか分がらねでも、それで今聞いたのは支所で全部把握してらがもれねでも、そういったところがちょっと曖昧に、最近なってきたように思う。除雪しないといけないと思うし、それから置かれていったもの、要するに回収できませんとされたごみがあるので曖昧になってきているところがあると思うので、1回整理した方がいいんでねがど私は思います。ただし、全市でまずそういうのは問題ねどせば、これは支所の問題だとして、支所でそうやって話して。ちょっと実態としては、ちょっと言い方悪いけれども、すごく通りのいいところの場合は、そういうのに限って置いていかれることもあるので、すっきりした方がいいのかなと思ったごど一つど、地

域単位だとすれば、もしかすれば、俺の家でも欲しい、といったときに、今あるよりも増やしてやるってごども可能だってごどだな。そごら辺、もしかすればそれがあると。これ、非常に…戸別収集しねごどなんだよな、基本的に。それがら、はみ出る人は絶対いねっていう枠っこなってる。ほら、やり方で、集積所回って歩ぐどした、個別にざーっと家々どご回ってという話になる収集もある、それはやらないってやってるわけね。

だどすれば、網からこぼれている人いねのがっていうごどど、把握しておぐ必要あるんでねがなど。「どごさなんとして出せばいい、どっかさ出せばいい」、グループでやっている意識なくて、もし、「市の施設だからどごさ出したって同じだべへ」、そんなごどもあるのかなと思って。ちょっと、私のどご、結構やられています。

何となぐ、今は内々で処理しているんだけれども、もちろん支所から持っていったらったりもしてるんだでも、そんなごどもあるので、集積所のことについては、ちょっと少し整理したほうが、そんな感じもするので、申し上げました。

○委員長（後藤健） はい、伊藤課長。

○生活環境課長（伊藤敬） 今回の委員のお話にありました、集積所って、新規の集積所の設置という部分に関しましては、申請があれば、今まで一つあったものをこちらにもう一つ、遠いから分けてほしいってことで要望があれば。要望っていいですか、設置するのは利用者の方ですので、そのために補助金の申請に来ればそれを補助の対象にしております。ですので、現実的には地域に1個しかなかった所が遠いってことで、二つにこう分かれたりって、そういうことは現実にあります。あと、その地域以外の方が置いていったごみの扱いということに関しましては、市の方では管理している方をお願いして、それが利用者以外のものなのか、それとも利用者の名前を書かないで出しているのかどうか分かりませんので、管理している地域の方々に実際処理をお願いしているところです。で、先ほど言われました支所の職員がそういったものを持っていたりしているかもしれないということもあるかもしれないということですので、こちらとしては、支所の方でどういった対応をしているのかってことは、まず一度確認をしておきたいと思えます。

○委員長（後藤健） はい、どうぞ。

○委員（金谷道男） あくまでも、それは利用する人がたの方でって話ですか。

（「ええ」と呼ぶ者あり）

○委員（金谷道男） まず、分かりました。

○委員長（後藤健） はい、他に質疑のある方。はい、挽野委員。

○副委員長（挽野利恵） 墓地管理のシステムについてお聞きします。自前で今までやってこられたのをきちっとしたシステムで、この後、運用するってことなんですけれども、ちょっと市民感情的に「4」とか「9」とかって、すごくこう、お墓とかに関しては忌み嫌われたり、病院なんかも4号室とか9号室なんてこう省いたりしているんで、通し番号でやるとき、すごくこう「4」と「9」抜くの大変なんですけれども、通知するときにそういう番号をちょっと省いてあげるような一手間って考えられるのかなというのと、まず一つ目それです。以上です。

○委員長（後藤健） はいどうぞ。

○生活環境課長（伊藤敬） 通知するときに「4」、「9」とかっていうことなんですけれども、現状はその区域と管理番号っていうことで、恐らくその表示されているんじゃないかなと思ひまして、管理番号がその「4」とか「9」とかって番号振られていると、その番号を外してっていうことは実際にはできないのかもしれないですけれども、それはシステムを作るときの作り込みですので。番号についてはどういったことができるのかっていうのは、それも作り込みするときに考えたいと思います。以上です。

○委員長（後藤健） よろしいですか。

他に質疑のある方。よろしいですか。いいですよ、どうぞ。

○委員（金谷道男） 水道のごと。公営の水道の方は水道の方の事業になってしまうので、公営の水道は組合とか、要するに公営の水道のない所の水道って、結構、私、自分の方のことばかり言って変だでも、太田は公営、ゼロなので、何もないので。ただ、うちみだいなところって、市内にもいっぱいある、たぶん。公営の水道が通っていない地域、これからもたぶん通らないご。そういうところって、前から私も何回か調べさせでもらったでも、責任についても（聞き取り不可）。ちょっと私、前には、市の方で定期的に、水道なくて、沢水飲んでいるわけじゃなくて、要するに自家水道でやっているっていう、自家ポンプでやっているっていう話なんだな。そういったごころの水質検査してらった時代があったような気がするもんな。そういう公営でやっていないところの。今はそういうの、なんぼがやってる。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○生活環境課長（伊藤敬） 水質検査はやっています。それは予算で水質検査の経費として上げております。各支所から水質検査の経費の要求が来ておりますので、それを。

(雑談あり)

- 生活環境課長(伊藤敬) 個人の水質検査もやっています。それは今やっています。
非公営の事業の中に入っています。

(雑談あり)

- 委員長(後藤健) いいすかな、そうすれば。他に。

(質疑する者なし)

- 委員長(後藤健) よろしいですか。なければ、質疑を終結いたします。

審査の途中ですけれども、昼食のため暫時休憩いたしましょう。再開は午後1時でお願いいたします。

(休憩 午前11時56分)

(再開 午後0時58分)

【税務課・債権管理課】

- 委員長(後藤健) はい、それでは委員会を再開いたします。引き続き審査を行います。

次に、税務課及び債権管理課の所管する予算については、関連がありますので合同で審査を行います。

説明をお願いします。今野次長。

- 市民部次長兼税務課長(今野清一) 税務課長の今野です。よろしくお願いします。私の隣は、山本債権管理課長です。ご説明の前に、本日同席しております説明補助員の紹介をさせていただきます。税務課、資産税班班長の小松参事です。同じく、市民税班班長の佐藤参事です。債権管理課収納班班長の原参事です。同じく、滞納整理班班長の森川主幹です。どうぞよろしくお願いします。

予算説明の前に、報道等でご存じのことと思いますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、国税庁では所得税等の申告期間を4月15日まで延長しております。当市におきましても申告相談期間を国税庁に合わせ、3月16日から4月15日までの間、税務課及び各支所市民サービス課窓口におきまして申告相談を行うことをご報告いたします。

それでは、税務課及び債権管理課所管の令和3年度大仙市一般会計予算につきまして、ご説明いたします。

資料ナンバー3、令和3年度、大仙市各会計予算の18ページ、2の歳入、市税をご覧ください。

はじめに1款、市税につきましては、本年度73億7,303万9千円、前年度当初比較では5億2,095万7千円、6.5パーセントの減としております。

次に、税目ごとにご説明いたします。

1項1目、市民税の個人分につきましては、今年度25億3,069万4千円、前年度当初比較で1億5,093万8千円の減としております。

内訳では現年課税分25億1,219万8千円、滞納繰り越し分1,849万6千円としております。主な理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響による民間給与の減少5.2パーセント、また、農業所得は、米価の下落によるものと俵替えによる減収により7.3パーセントの減収と見込んでおります。

次に、2目、市民税の法人分につきましては本年度4億76万4千円、前年度当初比較では1億2,346万8千円の減としております。内訳では現年課税分3億9,968万円、滞納繰り越し分108万4千円としております。減額の理由としましては、令和元年10月より、法人税割の税率を12.1パーセントから8.4パーセントに引き下げたことの影響と、新型コロナウイルス感染症の影響を見越して減としております。

次に2項1目、固定資産税につきましては、本年度36億2,961万1千円、前年度当初比較で1億8,992万6千円の減としております。

内訳では、現年課税分35億9,599万2千円、滞納繰り越し分3,361万9千円としております。課税項目ごとの見込みにつきましては、土地及び家屋につきましては、3年に1度の評価替えにより住宅地5.4パーセント、商業地5.16パーセントの下落となっており、約3,500万円の減。家屋につきましても、在来家屋が減価するため約4千万円の減となると見込んでおります。償却資産につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業・個人の機械の更新と設備投資が低調と見込んで約5千万円の減と見込んでおります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により減収となった法人等の家屋と償却資産の減免額を約4,619万2千円と見込んでおります。減免額については全額、地方特例交付金として補填される予定です。

2目、国有財産等所在市交付金につきましては、今年度2,744万8千円、現年度課税分としており、前年度当初比較では78万1千円の減と見込んでおります。

次に3項1目、軽自動車税環境性能割につきましては、本年度1,476万8千円、前年度当初比較では146万8千円の増と見込んでおります。

次に3項2目、軽自動車税種別割につきましては、本年度2億8,004万3千円、前年度当初比較では16万1千円の減と見込んでおります。現年課税分では2億7,666万8千円、滞納繰り越し分337万5千円としております。これにつきましては、重加算税車の廃車による台数減少による減と見込んでおります。

4項1目、市たばこ税につきましては、本年度4億8,795万円、現年課税分としており、前年度当初比較では5,511万8千円の減と見込んでおります。

これにつきましては、喫煙場所の減少とたばこ料金の値上げによる喫煙者減少による減と見込んでおります。

5項1目、入湯税につきましては、本年度176万1千円、前年度当初比較で203万3千円の減としております。現年課税分で176万円、滞納繰り越し分は存置1千円としております。これにつきましては、宿泊客の減少を見込んでおります。

次に、税外収入についてご説明申し上げます。同じ資料の21ページをお願いいたします。

中段になりますが、10款、地方特例交付金、2項、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金につきましては、固定資産税のコロナ対策減免税額の見込み額と同額の4,619万2千円としております。

次に25ページをお願いします。

中段になりますが、14款、使用料及び手数料、2項、手数料、1目総務手数料、1節総務手数料のうち、督促手数料として157万5千円を見込んでおり、歳出、徴収事務費の特定財源となっております。

次に33ページをお願いします。

下段になりますが、16款、県支出金、3項、委託金、1目、総務費委託金、2節徴税费委託金につきましては、県民税徴収交付金として、1億1,053万8千円を見込んでおり、これにつきましては、県民税も市民税と一緒に賦課徴収していることから、個人県民税の徴収取扱費交付金であります。

次に、40ページをお願いします。

上段になりますが、21款、諸収入、1項、延滞金加算金及び過料、1目、延滞金につきましては、139万4千円を見込んでおります。次の2目、加算金及び3目、過料につきましては、それぞれ科目存置として1千円を計上しております。

次に42ページをお願いします。

5項、雑入、1目、滞納処分費につきましては、インターネット公売売却手数料として3千円を計上しております。

次の2目、弁償金につきましては、原付バイク等の標識弁償金として、科目存置として、1千円を計上しております。

次に47ページをご覧ください。

中段になりますが、雑入、50節、回収金につきましては、強制執行費用回収金として申し立て1件分、1万3千円を見込んでおり、歳出、滞納処分費の特定財源となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

令和3年度当初予算概要、総務民生常任委員会、市民部の10ページをご覧ください。税務課所管の主な事務について、ご説明いたします。

はじめに、上から二つ目、ナンバー2になりますが、賦課事務費につきましては、令和3年度当初2,833万5千円、当初比較増減では439万5千円の減としております。これにつきましては、固定資産税の評価替えに対応するためのシステム改修委託料192万5千円の減、ほ場整備の公図入力業務委託料の245万4千円の減額が主な理由です。

また、その下の不動産鑑定評価委託料につきましては、令和3年度当初299万1千円、当初比較増減では1,421万円の減としております。3年に1度の評価替えのための路線価格の付設業務委託料と路線価格地図データの修正業務委託料の全額1,443万円を減額したことが主な理由です。

以上、歳入と税務課分歳出をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（後藤健） 次に、山本債権管理課長。

○債権管理課長（山本聡） 続きまして、債権管理課所管分の予算について、ご説明いたします。

資料は引き続き、令和3年度当初予算概要をご覧ください。11ページをお開き願います。

ナンバー1、2款1項1目19事業、滞納処分費につきましては、税外収入のうち、非強制徴収公債権及び私債権の強制徴収処分に係る経費として22万円を計上し、前年度当初予算との比較では4万円の減としております。内容としましては、支払い督促申し立て費用1件分、訴訟移行時弁護士費用1件分を見込んでおります。

次に、ナンバー2、2款2項1目90事業、市税還付金につきましては、地方税法第17条に基づき、修正申告や更正の請求に伴い、過年度に収納した徴収金を還付するための予算です。過去の実績により算定しまして、2,000万円を計上し、前年度当初との比較では168万2千円の減としております。

次に、ナンバー3、2款2項3目11事業、徴収事務費につきましては、市税の収納管理及び滞納整理処分に係る経費として960万円を計上し、前年度当初との比較では37万7千円の減としております。主な内容としましては、納付書や封筒、通知書などの印刷製本費、各通知発送に伴う郵便料、各振替手数料などがあります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤健） 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方はお願いします。はい、金谷委員。

○委員（金谷道男） 債権管理課の、その他徴収事務費のその他収入って、何。

○委員長（後藤健） はい、徴収事務費、157万8千円。はい、課長。

○債権管理課長（山本聡） 督促手数料と滞納処分費になります。

○委員長（後藤健） はい、他に質疑のある方。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 市民税、個人市民税及び法人市民税あるわけですが、非常にあの、減収を見込んだ法人市民税なんですけれども、いわゆる例年から比べて課税額というふうなものは、課税額、税金の額じゃなくて、いわゆる収入の減少、コロナの影響っていうあの、何億円くらいまであるっちゅうふうに見込んでいる計算なんでしょう。

○委員長（後藤健） はい、いいすかな。今野次長。

○次長兼税務課長（今野清一） 佐藤委員のご質問にお答えします。

税制改正によつての影響は、12.1から8.4までの影響は、約3割ほどの影響があると思っております。また、景気状況、今のコロナ関連につきましては約8割くらい

の減収と見込んでおります。まず、11月までの積算に関しては、約3割分の減収が見込まれるのではないかと考えておりますし、その後の12月以降分につきましては15パーセントぐらいの減収が見込まれる、前年に対してなんですけれども、そのぐらい見込まれるということで推移しております。

○委員長（後藤健） はい。

○委員（佐藤文子） ごめんね。3割、何ていいました、私ちょっと聞き取れなくて。
（雑談あり）

○委員長（後藤健） はい、いいすかな。他に、質疑のある方。はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 市民税のことですけれども、法人税のことです。今年は、12億円ぐらい不足になるという算定だすべ。法人税の企業関係のやづです。その企業のうち、大仙市で、企業何社あるもんだべがなど、法人税払っている人だち。

（雑談あり）

○委員（小松栄治） その中でよ、県外がら、本社あってそっちの方さ納めている企業の法人税、それは何社だもんだが。それ、件数だけでもいい。やっぱり、かなり減るっつうごどは、説明はちょっとあったたんだけれども、そのあたりも兼ねで、前々がら言ってるけれども、本社さって、こっちの方さ払ってればありがでございけれども。分かるがそれ。調べだございねが。

○委員長（後藤健） 今野次長。

○次長兼税務課長（今野清一） 法人税の東京に本社があるという…。

○委員（小松栄治） 東京ばしでねど。

○次長兼税務課長（今野清一） 本社があるというものについては、こちらの方では今のところ推測できません。精査しなければ。法人税は、大仙市内に従業員がいる場合、課税するものなので、その全部の法人数は2,039です。令和2年7月1日現在になりますけれども。

で、その東京の法人、本社が東京にあって、こちらの方に従業員が、支社ということで一人でもいれば、その人数に対して法人税の方が、収入、事業所得の分について課税になるという仕組みなんで。こちらの方で、そっちの方まで把握しきれておりません。

○委員（小松栄治） とりあえずこれ、5億5千万ほどの減額だな、これな。だからよ、おが大きな減額だなど思ってすよ。

○委員長（後藤健） はい、今野次長。

○次長兼税務課長（今野清一） それにつきましては、先ほど佐藤委員に申し上げたとおり、税制改正とコロナウイルスの影響による税収の減ということで見込んでおります。

○委員長（後藤健） はい、どうぞ。

○委員（小松栄治） これ、20パーセント以上、減額になってらなだすな。んでねが、5億っていえば。それでよ、おが減ってらなど思って、そなたにひでがったべがなど思って、コロナどそれどな。

○委員長（後藤健） はい、次長。

○次長兼税務課長（今野清一） コロナの影響もあるんですけども、一番大きな影響は、法人税が12.1パーセントから8.4パーセントに、法人税が落ちたことが一番大きな理由となります。

（雑談あり）

○委員長（後藤健） よろしいですか。他に質疑のある方。はい、渡邊委員。

○委員（渡邊秀俊） これ、確認ですけれども、確か市民税の賦課率は秋田市より、零点なんぼが安がったはずです、確認ですが。同じだが。

（雑談あり）

○委員長（後藤健） はい、今野次長。

○次長兼税務課長（今野清一） 法人税につきましては、大仙市では税率の一番上、使ってます。限度税率、使っていますので。

○委員長（後藤健） はい。

○委員（渡邊秀俊） 固定資産税だったがへば、安いやづ。

○委員長（後藤健） はい、次長。

○次長兼税務課長（今野清一） 固定資産税につきましては、秋田市が1.6と聞いております。大仙市が1.4の税率となっておりますので。固定資産税につきましては、私もちょっと記憶があったので。

○委員長（後藤健） はい、渡邊委員。

○委員（渡邊秀俊） へば確認ですけれども、固定資産税は0.2安いんだな。

○委員長（後藤健） はい、次長。

○次長兼税務課長（今野清一） 私の聞いたところだと、確か1.6パーセントで…。

（雑談あり）

○委員長（後藤健） はい。

○委員（渡邊秀俊） だいたいいい。何も、あのっすよ、よぐこう何かしゃべれつつう時に文句来るわけっすよな。だども、おらほこうやって税金こんけ安くして、秋田市より頑張っているんだってアピールする材料よ。その金額まで分かれば、なんとごどね金額なばあれだでも、まどまった金額であれば大した助かるすでも。

○委員長（後藤健） 今野次長。

○次長兼税務課長（今野清一） だいたい10万円で1,400円が、大仙市の税額なんですけれども、秋田市の場合は1,600円の、200円の差が生じるということになります。

○委員（渡邊秀俊） だから、総額でなんぼなる。だいたい、だいたい。

（雑談あり）

○委員長（後藤健） それ、すぐあれですか。後がらでもいいすべ、渡邊委員。

せば後がらでもいいので、数字を報告いただければ。

○次長兼税務課長（今野清一） 全員にでしょうか。はい、分かりました。

○委員長（後藤健） お願いします。他に質疑のある方。

（質疑する者なし）

○委員長（後藤健） よろしいですか。なければ、質疑を終結いたします。

以上で、令和3年度大仙市一般会計予算のうち、市民部関係についての質疑を終了いたします。

なお、討論及び採決は、後ほど総務部と一緒にを行います。

○委員長（後藤健） 次に、議案第36号、令和3年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐々木保険年金課長。

○保険年金課長（佐々木博喜） 議案第36号、令和3年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

主な事業の説明書は3－5ページとなっております。

令和3年度予算額は80億4,431万1千円で、前年度より4億1,644万8千円の減となっております。

減額の主な要因として、医療費であります保険給付費の減、県へ納付する国保事業費納付金の減、国庫金等返戻金の減等が挙げられます。

資料としまして、事業説明書のほか、市民部当初予算概要の3ページと4ページに、国保特別会計全体を表した予算概要を記載しておりますが、説明につきましては別に配付させていただいております、保険年金課資料1の国保特別会計当初予算（案）概要にて、主なものについて説明いたします。

はじめに、歳入になります。

1款、国民健康保険税です。現行税率とし、課税所得を令和2年11月19日現在の87.93パーセントと見込み、被保険者・世帯数は1万6,359人、1万404世帯と見込み、積算しております。積算の結果、13億1,284万3千円で、前年度予算比で約1億2千万円の減となっております。

続きまして、4款になります。県支出金です。保険給付費等交付金のうち、普通交付金分は歳出2款の保険給付費のうち、医療給付費に要する額が県より全額交付されることから、57億4,024万円を計上し、特別交付金分は1億4,699万6千円を見込み計上しています。

飛びまして、6款になります。繰入金は、一般会計からの繰り入れ6億2,832万9千円を計上しています。繰入総額で前年度より911万4千円減額となっております。

続いて、次のページ、歳出をお願いいたします。

2款、保険給付費の積算になりますが、最も給付額の多い一般被保険者の療養給付費の1人当たり医療費の伸びを、新型コロナウイルスの影響による受診控えが考えられる令和2年度を除く過去3年間で平均し、70歳未満をプラスの2.69パーセント、70歳以上はプラス1.03パーセントとして、令和2年度の決算見込みの1人当たり医療費に乗じて積算しております。療養費、高額療養費にもこの伸び率を利用して積算しております。

2款、保険給付費全体としましては、前年度と比較すると当初予算比較で約1億6千万円の減、決算見込比較では約3,400万円の減と見込んでおります。

続きまして、3款、国民健康保険事業費納付金は、国が示した本係数を用いて秋田県が算出した20億2,453万円を計上しております。

国保の県単位化に伴いまして、全県の医療給付費を県が支払うことになっており、その財源として、県の歳入となる国庫負担金や前期高齢者交付金等の公費のほか、不足分を各市町村に国保事業費納付金として求めております。この全県の事業費納付金総額が被保険者数、医療費水準、所得水準に応じて県内市町村に案分し算出されております。

参考としまして、全県の状況を「資料2」として配付いたしております。大仙市は、網掛けの部分となります。

令和3年度は、県全体の事業費納付金が減額したことから、市町村に案分される納付金も減額となりまして、前年度と比較しますと、大仙市では約1億8,300万円の減となっております。

また、国保税負担の急激な増加を回避するため、昨年に引き続き、激変緩和措置が講じられ、大仙市は第1段階に該当し、約660万円が措置されています。

元の資料、「資料1」にお戻りいただきます。

6款、保健事業費になります。8,676万2千円を計上しています。

特定健診事業では、令和2年度、新型コロナウイルスの関係で実施できませんでした。特定健診受診率向上を図るため、未受診者の状況に応じて受診勧奨を行う特定健診受診率向上支援事業を令和3年度、実施したく、事業費489万5千円を計上しております。

9款、基金積立金につきましては、一般会計からの基準外繰り入れを見込まず、財政調整基金利子の1千円のみ計上し、基金の取り崩しも現段階では行わないこととしています。

総額としまして、歳入、歳出ともに、80億4,431万1千円となり、前年度より4億1,644万8千円の減額予算となっております。

以上が、令和3年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算案の説明でございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜われますようお願いいたします。

- 委員長（後藤健） 説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。いいすかな。はい、佐藤委員。
- 委員（佐藤文子） 納付金の減額、これはどこの市町村も同じように減ってるんでしょ。
- 委員長（後藤健） はい、佐々木課長。
- 保険年金課長（佐々木博喜） 県全体が下がったことによりまして、全ての市町村で減額というような形になっております。
- 委員長（後藤健） はいどうぞ。
- 委員（佐藤文子） それは、コロナの影響、あるのかな。受診控えだとかって、医療費こう、いわゆる保険給付費になる医療費、それが大きく減少したっていうことが、影響してるの、この納付金さ。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○保険年金課長（佐々木博喜） 減額の主な理由としましては、保険給付費につきましては、実際の県の試算では伸びるような方向で、判断をされていまして。ですけれども、それに対しまして、県に歳入として入ってくる前期交付金っていう支払基金からくる交付金があるんですけれども、こちらの方がすごく多く交付されるっていうことになりまして、全体の額として余る要素が大きいために、事業納付金全体の額が下がったというふうに県の方から説明を受けています。

○委員長（後藤健） はい、いいすかな。はいどうぞ。

○委員（佐藤文子） 県の方で納付金、どれだけ残っていると、さっぱり分からないもんですか。支払基金からの交付金が相当増えたってことがあっての保険額要素というようなことなんですけれども。こういうふうに非常に高くなる年もあれば安くなる年もあるというのは、今後もこういう状況なのではないかな。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○保険年金課長（佐々木博喜） その点につきましては、やはり県の方でも判断が付かないというような説明を毎回されるんですけれども、今回は前期交付金が非常に多かったということで、下がったことと、あとその県で持っている財政調整基金があるんですけれども、そちらの方の積み立てをし直したってことが昨年度ありましたけれども、それが令和3年度はなかったんで、その分も減額になっていると。で、あとはその県で持っている財政調整基金を使いながら納付金が上がりすぎないように調整するっていう話も聞いています。ですけれども、納付金につきましてはどのようになっていくのかっていうのは分からないというのが現状です。

○委員長（後藤健） いいすかな。他に質疑のある方。

（質疑する者なし）

○委員長（後藤健） なければ質疑を終結いたします。なお、討論、表決につきましては議案第35号の採決後に行います。

○委員長（後藤健） 次に、議案第37号、令和3年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐々木保険年金課長。

○保険年金課長（佐々木博喜） それでは、議案第37号、令和3年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

主な事業の説明書は、3－6ページとなっております。

令和3年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ、9億9,382万8千円とするものであります。前年度より3,649万円の増となっておりますが、主に後期高齢者医療広域連合への納付金の増によるものであります。

予算内容につきましては、市民部当初予算概要の5ページ、後期高齢者医療特別会計当初予算概要にて、主なものについて説明いたします。

はじめに、歳入であります。1款、後期高齢者医療保険料であります。保険料の賦課につきましては、保険者となる秋田県後期高齢者医療広域連合が決定するもので、保険料率は、2年ごとの見直し年となった令和2年度に見直され、均等割額4万3,100円、所得割8.38パーセント、令和3年度の被保険者数を1万5,818人と見込んで積算されております。現年度分予算額は、広域連合から示された金額となりますが、特別徴収保険料現年度分に4億6,617万6千円、普通徴収保険料現年度分に、1億9,979万円、普通徴収保険料滞納繰り分し分は134万9千円を計上しております。

3款、一般会計繰入金3億2,566万3千円につきましては、職員人件費、事務費及び広域連合で決定する保険料軽減相当額を保険基盤安定繰入金として一般会計から繰入れするものであります。なお、保険基盤安定繰入金の4分の3は、県の負担金となっております。

5款、諸収入は、保険料還付金等69万4千円の計上であります。

次に、下段の歳出であります。1款、総務費のうち、職員人件費は職員3名分で2,159万6千円を計上しております。

管理事務費は消耗品、郵便料等、一般事務費で556万3千円、徴収費は保険料納入通知書印刷、郵便料等、266万1千円を計上しております。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金9億6,332万7千円は、保険料及び保険料軽減に伴う保険基盤安定繰入金分を広域連合へ納付するものであります。

3款、諸支出金は過年度保険料還付金を68万1千円と見込み、計上しております。

以上が、令和3年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算案の説明でございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜われますようお願いいたします。

なお、参考までに、去る2月17日に開催されました秋田県後期高齢者医療広域連合にて議決された令和3年度一般会計及び特別会計予算書の写しをデータで配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（後藤健） 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） ごめんなさい。保険料は改定だったのでしたっけか。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○保険年金課長（佐々木博喜） 昨年度、改定になってます。

（雑談あり）

○委員長（後藤健） はい、他に質疑のある方。よろしいですか。

（質疑する者なし）

○委員長（後藤健） なければ質疑を終結いたします。なお、討論、表決は、議案第35号の表決後に行います。

○委員長（後藤健） 次に、議案第42号、令和3年度大仙市太陽光発電事業特別会計予算を議題といたします。当局の説明を求めます。伊藤生活環境課長。

○生活環境課長（伊藤敬） 議案第42号、令和3年度大仙市太陽光発電事業特別会計予算に係る事業内容について、ご説明申し上げます。

事業の説明は、令和3年度当初予算（案）、主な事業の説明書、市民部で行いますので、よろしくお願いいたします。

事業説明書3-7ページをご覧ください。

太陽光発電事業の予算額は、1億1,583万2千円であります。

内容としましては、東京センチュリー株式会社との発電設備賃貸借契約に基づき支払うリース料1億471万3千円、柏台発電所の電気主任技術者委託料や発電状況等施設管理システムの通信のための光回線使用料、除草及び除雪作業経費、消費税などの一般管理費975万1千円、電気自動車リース料、食品ロス対策事業への財源充当として一般会計操出金36万8千円などとなっております。

これら事業費のうち、一般会計操出金への財源充当は、温暖化対策基金の取り崩しにより行い、発電設備リース料、一般管理費、予備費の合計1億1,546万4千円の財源には、売電収入を充当する予定としております。

売電収入が予算額以上となった場合は、収益が確定した後に翌年度で予算補正し、地球温暖化対策基金に積み立てることとしております。

なお、令和3年度の推定の発電量は303万4,016キロワット、売電収入1億2,014万7千円を見込んでおります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤健） 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、金谷委員。

○委員（金谷道男） 支出の方の管理費、こうやって見てみると、30年から元年にちょっと増えで、今、3年になればかなりこう増えでいってるでも、増えでいく理由は何なの、一般管理費。

○委員長（後藤健） はい、伊藤課長。

○生活環境課長（伊藤敬） 金谷委員のご質問の、一般管理費の増額につきましては、収益的収支が年々増えておりますので、それに伴い納付する消費税額が増えており、管理費が結果的に増額で推移しております。

○委員長（後藤健） よろしいですか。はいどうぞ。

○委員（金谷道男） 消費税分が増えでるってごど。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） 他に質疑のある方。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） この、太陽光発電を始めたばかりの頃、いわゆる管理のために草刈りだとか除雪だとか、一定の雇用対策になるというような話があったんですが、現実問題、年にいっぺんの草刈りのようだし、雪はほとんど当初の頃と比べてやっているわけではありませぬので、現在誰がやって、いわゆる人件費なるものはどれぐらいなのかというところ、ちょっと教えてください。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○生活環境課長（伊藤敬） 除草、除雪作業の委託につきましては、施設の隣にある伯仁会に業務委託というようにお願いしております。金額でございますけれども、作業委託料といたしまして、1時間当たり、草刈り作業で1,211円、それから除草剤散布が1,090円、除雪業務で993円。金額の合計にしますと、約41万円ほどで業務委託しております。

○委員長（後藤健） はい、よろしいですか。はい。

○委員（佐藤文子） 伯仁会の皆さんがやってらっしゃるということ。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） 他によろしいですか。はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 先ほどのこともあるんですけどもすよ、これが耐用年数超えますと、ばらすど、解体するということですけども、何年頃だもんだ。売電終わった頃だが、それとも古しくなって劣化してよ、駄目なるものが出でくるすべ、あちこちさ。その場合は何として処理していくなが、それまでの間、36円が終了するまでの間よ。その後、全部皆解体するもんなのが、引き続き、まだ電力会社と契約してその今あるものを撤去した後さその新しいものをやるもんだが、その見通しについてよ、考えあったら。

○委員長（後藤健） はい、伊藤課長。

○生活環境課長（伊藤敬） 今のその設備、例えばパネルの破損とかあった場合ですけども、リース料の中で対応して、直していっています。前にも説明したとおり、リース料の中には解体料も入っていますし、それから今の固定価格の買い取り金額36円、これが令和17年の時に同じ金額にはちょっとならない見込みです。もちろん下がる予定ですので、同じ事業を同じ経費を掛けてやっていくというのは現実的ではないのかなと、そのように考えております。ですので、事業が終了した時点になるのではないかなと、そのように考えております。

○委員長（後藤健） はい、小松委員。

○委員（小松栄治） その解体費をよ、リース料の中さ積み立てしておるものなのか、それで間に合うものなのすよ、そう思いながらすよ、いだんす。ただ、残ればいいんだけども、残らないでもうげを打つようであれば、何にもやったかいねものすな。そのあたりもちゃんと頭さ入れて、このごどの、事業の経営をやってるものなのがな、それだす。その工事をやった業者さ毎年1億なんぼちょっとやってらすべった。工事をやった会社の方によ、お金を払ってるごどだぎよな、1億ぐらいだすな、毎年だすべ、リース料がら兼ねて。売電もらったものが1億なんぼ入ってくるすべった。その払ったものが、今のこのリース料さ積み立てしているごどだすべった。んでねが。

○委員長（後藤健） はい、課長。

- 生活環境課長（伊藤敬） 今その売電して、リース料を支払った後の金額、そのリース料を払って残ったもの、これが基金の方に積み立てておりますので。
- 委員（小松栄治） それは分がってるわけよ。
- 生活環境課長（伊藤敬） この解体する時に追加で発生するとかっていうことはないです。
- 委員長（後藤健） はい、どうぞ。
- 委員（小松栄治） へば今のこの基金積み立てで間に合うわけだな、解体料ど合わせで。
- 生活環境課長（伊藤敬） そうです、施設のリース料の中に入れてある金額で間に合います。リース料に入れて、施設の解体費もリース料に含んで相手の東京センチュリーの方に支払っておりますので…。
- 委員（小松栄治） それを聞いているのだわけよ、今言ったとおり。相手もあるごどだがらな。へば、まだ納得するんだけれども。解体料はまだせ、後で掛がるがど思って。
（雑談あり）
- 生活環境課長（伊藤敬） それは、東京センチュリーに支払ってあるリース料の中で解体してもらうことになっています。
- 委員（小松栄治） なんで聞くがっていえませ、何年までやるんだけども。あど電力のあれは、1キロ36円から20円どが17円になるどが、なればやっても無駄なるんた感じしますので、その後の利用どしては、いろんな考え方あるすおな。あの土地を、西大曲の時には、畜産会社さ貸してらったわけすおな、覚えでらすべ。だがら、利用価値ある場所だわけすよ、あっこは。で、そのあたりを将来考えなければ、今だってまだ空いどころじっぱりあるすおな。今のあの、太陽光発電ばりでねぐ、かなりのいい大地だもんだがらすよ。そのあたりも頭さ入れながらすよ、風力関係の関連の会社だとか、そんたどごさもちよつと話を聞いてみでたんへ。なったなもんだなが、場所的にどうなのだが。今だって、太陽光発電の場所以外にも、かなりの敷地が残ってるすおな。それでだったす。まずそれの方を、まず要望して。返答いらね、要望しておぐ。跡地の利活用のごどだ。
- 委員長（後藤健） 要望ってごどでいいすな。他に質疑のある方。はい、挽野委員。
- 副委員長（挽野利恵） すみません。同じく、太陽光の、固定資産税収入額累計って書いているんですけど、これ中身、教えてください。
- 委員長（後藤健） はい、伊藤課長。

○生活環境課長（伊藤敬） 設備そのものに掛かる固定資産税です。ここでは累計で3,300万円ですけれども、1年間当たり約700万円、太陽光設備、パネルと架台、これに固定資産税が掛かっております。

○委員長（後藤健） いいすかな。はい、他に質疑のある方。
（質疑する者なし）

○委員長（後藤健） よろしいですか。なければ質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。
（討論する者なし）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。
これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（後藤健） ここで、当局説明員の交代に伴い、暫時休憩とさせていただきます。
（発言の申し出あり）

○委員長（後藤健） はい、すみません。再開した方がいいすかな。
（雑談あり）

○委員長（後藤健） はい、じゃあ再開して。はい、今野次長。

○次長兼税務課長（今野清一） 先ほどの、渡邊委員の質問の、固定資産税の税率の質問に対してお答えを申し上げます。

あの、18ページの最後に2款1項1目、固定資産税の現年課税分、35億9,599万2千円が、まず、税率1.4パーセント。課税しているものが、もし1.6パーセントになった場合につきましては、41億984万8千円、約5億1,385万6千円の歳入の増となるというふうなことになります。

以上、先ほどのご質問にお答え申し上げましたのでよろしくお願いいたします。

○委員長（後藤健） はい、よろしいですか。
（雑談あり）

○委員長（後藤健） はい、よろしければ質疑を終結して、ここで暫時休憩したいと思います。再開は、2時10分をお願いいたします。

（休憩 午後 1時55分）

（再開 午後 2時 9分）

○委員長（後藤健） 委員会を再開いたします。

議案第26号、令和2年度大仙市一般会計補正予算（第19号）を再び議題といたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（討論する者なし）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（後藤健） 次に、議案第35号、令和3年度大仙市一般会計予算を再び議題といたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） はい。私は、議案第35号、令和3年度大仙市一般会計歳入歳出予算に反対の立場から討論いたします。

まず、総務部関係では、職員削減化を進めているということからであります。コロナウイルス感染拡大と診療体制、ワクチン接種体制の確立を始め、コロナ禍で受けた経済的・社会的苦難に行政として、きめ細やかな対応が求められているときであります。また、自然災害の頻発化や激甚化^{じん}が想定されるなど、地方行政の役割は大きく多岐にわたってきております。こうした中で令和3年度も正規職員12名の減少を予定しておりますが、むしろ増員を図るべきだと思います。

市民部関係では、マイナンバーカード推進関係の予算となっているからであります。菅政権は、看板政策にデジタル社会の推進を挙げ、行政のデジタル化を進め、システムの標準化や、官民の情報連携、マイナンバーカードの推進を行おうとしております。マイナンバー制度そのものは、国や企業の保険料の負担を軽減して社会保険給付費、社会保障給付費を削減するという、こういった狙いがもともとあったわけではありますが、こうしたマイナンバー制度推進の予算には賛成できないものであります。

以上から、反対討論を終わります。

○委員長（後藤健） 他に討論はありませんか。

（討論する者なし）

○委員長（後藤健） なければ討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は挙手により行います。

本件は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手 5名）

○委員長（後藤健） 挙手、多数であります。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（後藤健） 次に、議案第36号、令和3年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算を再び議題といたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（後藤健） 次に、議案第37号、令和3年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算を再び議題といたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、説明員交代のため、暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時13分）

（再開 午後 2時14分）

○委員長（後藤健） それでは審査を再開いたします。

次に、陳情第48号、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書を議題といたします。

本陳情は、先の定例会において、調査検討を要するものとして、継続審査としておりました。

本件に関して、ご意見等をお願いいたします。

皆さんどうですかね、この陳情文書の方はただ今配付にもなりましたが…。はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 継続でねがな。

○委員長（後藤健） 継続審査を求める意見がありましたので、まず継続審査についてお諮りします。本件は、継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。

（雑談あり）

○委員長（後藤健） 暫時休憩します。

（休憩 午後 2時13分）

（再開 午後 2時14分）

○委員長（後藤健） では、審査を再開いたします。

もとい、本件については、継続審査を求める意見がありますので、継続審査についてお諮りします。本件は、継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。

(挙手 4名)

○委員長(後藤健) 挙手、多数であります。よって本件は閉会中の継続審査とすべきものと決しました。よって、本件につきましては、議長に対し、閉会中の継続審査申出書を委員長名で提出いたします。

(発言の申し出あり)

○委員長(後藤健) はいどうぞ。

○委員(小松栄治) 継続審査でどごどご見るどがは、やっぱり教育委員会どが、このとおり陳情の方見れば、商店街だどが公園だどがいろいろあるすおな。そのあだりて果だしてせ、何人お客さんが通ってて、おらほののだで。刈和野どがでね、あっこあだりなば、たばご吸ったりするどごねんだがらいいんだでも、大曲だべった、陳情。そのあだりの場所ど、内容をちゃんと市の方さ確認して、現地調査しねば駄目だ。

○委員長(後藤健) はい、分かりました。それも含めて、継続審査をしたいと思います。

○委員長(後藤健) そうすれば進んで、次に、閉会中の継続審査(調査)の申し出に係る事件についてを議題といたします。

お諮りいたします。所管事務にかかる閉会中の継続審査、調査に関する件について、お手元に配付しました事件のとおり、議長に対し閉会中の継続審査、調査の申し出をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤健) ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

○委員長(後藤健) 以上で、付託された事件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の審査報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤健) ご異議なしと認め、そのように決しました。

これもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。ご苦労様でした。

午後2時19分 閉会

委員会条例第29条第1項の規定に準じ、ここに署名する。

令和 年 月 日

総務民生常任委員会委員長 後 藤 健